



29生産第1074号  
29生畜第581号  
平成29年8月24日

地方農政局生産部長  
北海道農政部長  
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長

殿

(農林水産省※1) 生産局園芸作物課長  
畜産部畜産振興課長

### 花粉交配用蜜蜂の飼養管理について

養ほう振興法の一部を改正する法律（平成24年法律第45号）が施行されてから、まもなく5年が経過します。

改正後の養蜂振興法（昭和30年法第180号。以下、「法」。）では、飼育の届出の対象が一部を除く蜜蜂飼育者に拡大されるとともに、蜜蜂飼育者は適切な飼養管理に努めること等が明示され、各都道府県において、法に基づく適切な措置が講じられてきたところです。

花粉交配用蜜蜂は、イチゴやメロン等の園芸作物生産において重要な役割を果たしていますが、その使用においても、適切な飼養管理が必要となります。花粉交配用蜜蜂が適切に管理されなければ、伝染性疾病まん延の原因となり、地域の養蜂業に影響を与える可能性もあります。

養蜂の振興を図り、あわせて農作物等の花粉受精の効率化に資するためには、引き続き適切な蜜蜂の飼養管理が重要です。花粉交配用蜜蜂についても、下記の事項に特に留意しつつ適切な飼養管理に努めるよう、貴職から貴管下の（都道府県※2）に対し、周知徹底を図りたい。

### 記

1 花粉交配用蜜蜂の飼養管理については、養蜂業者からの注意事項や管理マニュアル等に従い、適切に行うこと。

この他、農林水産省ホームページで公表している施設園芸農家向けマニュアルも適宜参照されたい。

〔農林水産省 HP のリンク先  
<http://www.maff.go.jp/test/chikusan/sinko/pdf/kafunkouhai.pdf>〕

2 使用後の花粉交配用蜜蜂を放置すると、伝染性疾病のまん延を引き起こす恐れがあることから、花粉交配用蜜蜂の使用後は、蜜蜂の焼却又は返却を徹底すること。

また、蜜蜂の飼育について、受粉に必要な期間、必要な数に限って蜜蜂を飼育する場合は、養蜂振興法に基づく届出の対象とならないが、自らの農作物等の作付規模に比べて著しく過大な数の蜜蜂を飼育する場合や、通年飼育を行う場合は、同法第3条第1項に基づく届出が必要となるので、留意されたい。

※1 ( )内は地方農政局あては削る

※2 ( )内は北海道庁あては「関係機関」、関東農政局あては「各都県」、近畿農政局あては「各府県」、沖縄総合事務局あては「沖縄県」、その他農政局は「各県」とする。